

○長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付要綱

令和6年12月25日

告示第101号

(目的)

第1条 この要綱は、新耐震基準木造住宅の耐震補強計画及び耐震補強工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新耐震基準木造住宅 町内に存する、建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合する建築物で、昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前（以下「対象期間」という。）に新築の工事に着手した木造住宅をいう。

(2) 新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事 新耐震基準木造住宅又は平成12年5月31日において工事中であった木造住宅の耐震補強計画及び耐震補強工事のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業費補助金交付要綱（令和6年長泉町告示第100号。以下「耐震診断支援事業」という。）に基づき実施した耐震診断による耐震補強工事前の耐震評点が1.0未満であった木造住宅であって、耐震補強工事の実施後の耐震評点が1.0以上となるもの

イ 耐震診断支援事業に基づき、耐震診断専門家が耐震補強計画、耐震補強工事の監理及び耐震補強工事後の耐震性の評価をしたもの

（一部改正〔令和8年告示34号〕）

(補助対象建築物)

第3条 この要綱による補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、耐震診断支援事業に基づく補助を受けた建築物とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認める場合はこの限りではない。

(1) 補助対象建築物の所有者又は所有者の同意を得た使用者

(2) 町税等に滞納がない者

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1戸につき、新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事に要する費用に5分の4を乗じて得た額と100万円とを比較して、いずれか少ない額とする。

2 補助金の算定にあたり1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(一部改正〔令和8年告示34号〕)

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事の着手前に、町長に提出しなければならない。

(1) 対象期間内に建築(建築中のものを含む。)したこと及び所有者を証明する書類の写し

(2) 平面図(床面積が確認できるものに限る。)

(3) 耐震診断支援事業に基づく耐震診断結果報告書(以下「耐震診断結果報告書」という。)

(4) 承諾書(申請者が補助対象建築物の所有者以外の場合に限る。)

(5) 事業に要する経費の見積書(内訳書を含む。)の写し

(6) 申請時に補強計画を策定している場合は、その耐震補強計画書の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(一部改正〔令和8年告示34号〕)

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(一部改正〔令和8年告示34号〕)

(耐震補強計画の確認)

第8条 申請者は、耐震補強計画が完了したときは、速やかに耐震補強計画確認依頼書(様式第3号)に次の書類を添えて町長に提出し、その確認を受けなければならない。ただし、申請時に第6条第6号の書類を提出した場合は、この限りでない。

(1) 耐震診断結果報告書

(2) 耐震補強計画書

- (3) 耐震補強前平面図
- (4) 耐震補強計画平面図
- (5) 耐震補強工事見積書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による確認依頼があったときは、その内容を審査し、耐震補強計画確認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定による確認通知書により合格である旨の通知を受けた後でなければ耐震補強工事に着手してはならない。

（一部改正〔令和8年告示34号〕）

（計画の変更等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業変更（中止）承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて、町長に提出し承認を得なければならない。

- (1) 補助事業の施工箇所及び施工方法の変更
- (2) 補助対象経費の変更
- (3) 補助事業の変更又は中止

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業変更（中止）承認（却下）通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（一部改正〔令和8年告示34号〕）

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月15日（その日が長泉町の休日を定める条例（平成2年長泉町条例第10号）第1条に規定する休日にあたるときは、その翌日）のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真（着手から完成までの一連の写真とする。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(一部改正〔令和8年告示34号〕)

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(一部改正〔令和8年告示34号〕)

(補助金の請求)

第12条 前条の通知を受けた者は、速やかに長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(一部改正〔令和8年告示34号〕)

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他町長が交付を不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の整理等)

第14条 交付決定者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 前項の帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。

(報告、検査又は指示)

第15条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

(財産処分の制限)

第16条 交付決定者は補助事業完了後、10年間は補助対象建築物の形態を維持しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 交付決定者が財産処分承認申請書(様式第10号)を町長に申請し、町長が補助対象財産の全部又は一部を取り壊すことがやむを得ないものと承認したとき。
- (2) 災害又は自己の責に帰さない事由により補助対象財産の使用ができなくなったとき。

2 町長は、前項第1号の規定による申請があったときは、その内容を審査し、財産処分承認（不承認）通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（一部改正〔令和8年告示34号〕）

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和8年3月6日告示第34号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び
耐震補強工事業費補助金交付申請書

年 月 日

長泉町長 様

住 所
申請者 氏 名 (※)
電話番号

(※) 本人が署名しない場合は、記名押印してください

長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付決定のため、納税状況その他受給資格に関する要件について、町が調査を行うことに同意します。

1 所有者	住 所		
	氏 名		
2 住宅の概要	所 在 地	長泉町	
	用途・構造・階数		
	延 べ 床 面 積		
	建 築 年 月	年 月	
3 耐震補強計画に関する事項	作 成 者	住 所	
		氏 名	
		電 話 資 格	() 建築士 () 登録 第 号
		事務所名 ()	
		() 知事登録 第 号	
4 耐震補強工事に関する事項	施 工 業 者	住 所	
		商 号	
		代表者氏名	
		電 話	
5 経費に関する事項	補強計画作成	円	
	工事（概算）	円	
	計	円	
6 交付申請額	円		
7 実施予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長



長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び
耐震補強工事業費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金については、長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件
- 3 却下の理由

様式第3号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

耐震補強計画確認依頼書

年 月 日

長泉町長 様

住所

申請者 氏名 (※)

電話番号

(※) 本人が署名しない場合は、記名押印してください

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事事業について、耐震補強工事に着手したいので、長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、耐震補強計画の確認を依頼します。

1 住宅の概要	所在地		長泉町	
	用途			
	構造・階数			
	延べ床面積			
	建築年月		年 月	
2 耐震診断及び補強計画に関する事項	作成者	住所		
		氏名		
		電話番号		
		資格	() 建築士 () 登録 第 号	
			事務所名 ()	
		() 知事登録 第 号		
		静岡県耐震診断補強相談士 登録 第 号		
	耐震評点 (Iw)	補強前		
		補強後		
3 耐震補強工事に関する事項	施工業者	住所		
		商号		
		代表者氏名		
		電話		
4 経費に関する事項	補強計画作成		工事(概算)	計
	円		円	円
5 工事予定期間	年 月 日から		年 月 日まで	

様式第4号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長



耐震補強計画確認通知書

年 月 日付で依頼のあった耐震補強計画の確認について、長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり結果を通知します。

記

- 1 審査結果の合否 合格 ・ 不合格
- 2 理由

様式第5号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び
耐震補強工事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

長泉町長 様

住所

申請者 氏名 (※)

電話番号

(※) 本人が署名しない場合は、記名押印してください

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた長泉町
新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業について、変更（中止）の承認を
受けたいので、長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交
付要綱第9条第1項の規定により申請します。

様式第6号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長



長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び
耐震補強工事業変更（中止）承認（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業の変更（中止）については、長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり承認するものとしたので通知します。

記

- 1 変更（中止）の内容
- 2 承認の条件
- 3 却下の理由

様式第7号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業実績報告書

年 月 日

長泉町長 様

住所
申請者 氏名 (※)
電話番号

(※) 本人が署名しない場合は、記名押印してください

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業が完了したので、長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 事業完了年月日	年 月 日
2 耐震性能の確認	当該耐震補強工事は、補強計画に基づき適正に実施され、計画値どおりの耐震評点を有することを証します。 年 月 日 静岡県耐震補強相談士 登録第 号 氏名 ㊟

様式第 8 号（第11条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長



長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び
耐震補強工事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金について、長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 備考

この通知書を受領したときは、速やかに長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金請求書（様式第 9 号）を提出してください。

様式第9号（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金請求書

年 月 日

長泉町長 様

住所

氏名

㊞

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の確定を受けた長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金として、次のとおり請求します。

1 請求金額

円

2 振込先

振込先	金融機関名	支店名	種別	口座番号					
				普通 当座					
	フリガナ								
	口座名義人								

様式第10号（第16条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

財産処分承認申請書

年 月 日

長泉町長 様

住 所

申請者 氏 名 (※)

電話番号

(※) 本人が署名しない場合は、記名押印してください

年度において長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事事業費補助金の交付を受けて補強工事を実施した木造住宅を処分する必要性が生じたので、下記のとおりその承認を申請します。

記

1 承認申請の理由

2 承認申請に係る木造住宅の概要

- (1) 交付確定年月日 年 月 日付 第 号
- (2) 木造住宅の所在地 長泉町
- (3) 補助金額 円

3 承認申請に係る事項

- (1) 処分予定時期
- (2) 処分の概要（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保等）
- (3) その他

様式第11号（第16条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長

印

財産処分承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった財産処分承認申請については、長泉町新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事業費補助金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり承認（不承認）するものとしたので通知します。

記

1 承認に係る木造住宅の概要

- (1) 木造住宅の所在地 長泉町
- (2) 補助金の額 円

2 承認（不承認）に係る事項等

- 様式第1号（第6条関係）
（全部改正〔令和8年告示34号〕）
- 様式第2号（第7条関係）
（全部改正〔令和8年告示34号〕）
- 様式第3号（第8条関係）
（全部改正〔令和8年告示34号〕）
- 様式第4号（第8条関係）
（全部改正〔令和8年告示34号〕）
- 様式第5号（第9条関係）
（全部改正〔令和8年告示34号〕）
- 様式第6号（第9条関係）
（全部改正〔令和8年告示34号〕）
- 様式第7号（第10条関係）
（全部改正〔令和8年告示34号〕）
- 様式第8号（第11条関係）
（全部改正〔令和8年告示34号〕）
- 様式第9号（第12条関係）
（全部改正〔令和8年告示34号〕）
- 様式第10号（第16条関係）
（全部改正〔令和8年告示34号〕）
- 様式第11号（第16条関係）
（全部改正〔令和8年告示34号〕）